

身延町

新型インフルエンザ等対策行動計画

2026年05月 改定版

はじめに

● 本計画の基本的な理念

感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
住民生活及び地域社会・地域経済に及ぼす影響を最小化する。

● 本計画の法的な位置づけ

身延町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)は、町長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 8 条の規定により、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成・変更したものである。

● 本計画の計画期間

町行動計画は、前述のような位置づけのため、計画の期間を設定しない。県は、県行動計画をおおむね 6 年ごとに見直すことから、町行動計画も同様に見直すこととする。また、感染症対策の体制の在り方や他の関連する計画等の変更がなされた際にも、見直しを検討する。

● 今回の町行動計画改定の背景・目的

▼ 新型コロナウイルス感染症の影響と混乱

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)や県行動計画にもあるように、感染症は世界的な大流行が繰り返されてきた。

2020(令和 2)年 1 月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19。以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、感染が拡大する中で個人の生命及び健康が脅かされた。加えて、次々と変化した感染症危機事象に対し、住民生活や社会における経済活動に大きな影響を与えた。

これらの事象に対し、個人はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての対応に取り組んだことは記憶に新しい。

▼ すぐそこにある感染症危機への備えの必要性

新型コロナが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」第 6 条第 7 項における 5 類感染症と分類された現在も、世界では人口密度の増加や未知のウイルスの宿主となる動物との接触機会が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。

また、グローバル化等により国内外の往来が飛躍的に拡大していることから、新興感染症等が発生し、感染症危機が広がりやすい状況が続いていることを改めて認識する必要がある。

しかし、新興感染症等の発生時期を正確に予知すること、また発生そのものを阻止することは不可能である。平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

▼ 改定の目的

新型インフルエンザ等のような未知なる感染症への対策を事前に想定・計画することは非常に難しい。「感染症有事は、事前の想定通りに事態が運ぶことはない」を念頭に、平時に、そして感染症有事に何ができるのか、何をすべきかと整理した県行動計画が全面改定された。

これを受け、本町における新型インフルエンザ等対策行動を更に充実させるため、今回全面改定するものである。

● 今回の町行動計画改定の概要

県行動計画などを基に、町行動計画における対策を次の7項目とした。また、対策の7項目をさらに「準備期」、「初動期」、「対応期」の大きく3つの対策時期に分け、特に「準備期」の取り組みを充実させた。

1. 実施体制

… 1-1. 「準備期」 / 1-2. 「初動期」 / 1-3. 「対応期」

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

… 2-1. 「準備期」 / 2-2. 「初動期」 / 2-3. 「対応期」

3. まん延防止

… 3-1. 「準備期」 / 3-2. 「初動期」 / 3-3. 「対応期」

4. 予防接種

… 4-1. 「準備期」 / 4-2. 「初動期」 / 4-3. 「対応期」

5. 保健

… 5-1. 「準備期」 / 5-2. 「初動期」 / 5-3. 「対応期」

6. 物資

… 6-1. 「準備期」 / 6-2. 「初動期」 / 6-3. 「対応期」

7. 住民生活及び地域経済の安定確保

… 7-1. 「準備期」 / 7-2. 「初動期」 / 7-3. 「対応期」

● 町行動計画の構成と主な内容

「Ⅰ 総論」では、新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示した。

「Ⅱ 各論」では、新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取組内容を示した。

また計画本文には、記載の根拠となった政府行動計画又は政府ガイドラインのページを文末に付しており、「行〇〇」は政府行動計画上のページ数を、「G〇〇」は政府ガイドライン上のページ数を示している。

● 関係法令・計画等

- ◆ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)
- ◆ 感染症法施行令、感染症法施行規則
- ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)
- ◆ 特措法施行令
- ◆ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- ◆ 予防接種法施行令、予防接種法施行規則
- ◆ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ◆ 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)
- ◆ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号)
- ◆ 国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)
- ◆ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)
- ◆ 山梨県感染症予防計画
- ◆ 山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)
- ◆ 身延町新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年 3 月 22 日条例第 4 号)

用語

がっこうとう 学校等

- … 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第 124 条の「専修学校」のこと。

かんじゃ 患者

- … 新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

かんじゃとう 患者等

- … 患者及び感染したおそれのある者。

かんせんしょう き き 感染症危機

- … 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに、国民生活及び国民経済に重大な影響が及び事態。

かんせんしょうたいさくぶっしとう 感染症対策物資等

- … 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品(薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。

かんせんしょうほう 感染症法

- … 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」の通称。

かんせんせい 感染性

- … ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

かんせんたいさく 感染対策

- … 個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス(対人距離)の確保、ゾーニング(空間分離)などの手法がある。なお、感染対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

ぎょうむけいぞくけいかく びーしーぴー 業務継続計画(BCP)

- … 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画(Business Continuity Plan)。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

きんきゅうじたいせんげん 緊急事態宣言

- … 特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

緊急事態措置

- … 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察

- … 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

県対策本部

- … 特措法第22条第1項の規定により山梨県知事が設置する対策本部。

県などとともに

- … 本計画の文中に対策・対応について「町は(もしくは、町が)県などとともに…」との記載を用いている。町における対策・対応については、県との相互協力において実施することが基本となる。その一方、先般の新型コロナ禍においても経験したように事態は時々刻々と変化する。町の対策・対応は、県のみではなく近隣や応援協定を締結している市町村・企業・組織等や住民の協力を随時得て、機動的かつ臨機応変に行うことで、効果がより高まるものとする。

高齢者施設等

- … 入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

個人防護具

- … マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

サーベイランス

- … 感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す。

指定(地方)公共機関

- … 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

住民接種

- … 予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

宿泊療養

- … 症状等から入院が必要な状態でないとは判断された新型インフルエンザ等の患者等が、外出自粛の対象期間中に県が確保するホテルなどの居室で療養すること。

じゅんびき
準備期

… 新型インフルエンザ等が発生する前の段階(P)

しょどうき
初動期

… 新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が国外において発生した段階(A)

しんがたいんふるえんざとう
新型インフルエンザ等

… 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(第7条第2項第2号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。)、感染症法第6条第8項に規定する指定感染症(第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。(特措法第2条第1項より)

▼ 内閣危機管理統括庁のホームページにおいては、次のように説明されています。
措置法の対象となる「新型インフルエンザ等」は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤になるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものをいいます。

具体的には、次の①～③をいいます。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ② 同条第8項に規定する指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)
- ③ 同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)

そうだんせんたー
相談センター

… 県が初動期から各保健所に設置する新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

そうほうこう
双方向のコミュニケーション

… 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

たいおうき
対応期

… 政府対策本部が設置され、基本対処方針が策定・公示されて以降の段階(新型インフルエンザ等が国内において発生した段階)
「対応期」は、さらに次の4つの時期に分けられる。

◆ 封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

◆ 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、

確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

◆ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。

◆ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

とうろくじぎょうしゃ 登録事業者

- … 特措法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

とくそほう 特措法

- … 「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)」のこと。

とくていせっしゅ 特定接種

- … 特措法第 28 条第 1 項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

のうこうせっしよくしゃ 濃厚接触者

- … 保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるると判断された者。

ぱるすおきしめーた パルスオキシメータ

- … 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

ぷればんでみっくわくちん プレパンデミックワクチン

- … 将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造される。

ほいくしょう 保育所等

- … 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項の「保育所」及び同法第 39 条の 2 第 1 項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた「認定こども園」のこと。

まちたいさくほんぶ 町対策本部

- … 国による緊急事態宣言の対象区域に身延町が指定された場合に町長が、特措法第 34 条第 1 項の規定により設置する対策本部。●関連例規：身延町新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年 3 月 22 日条例第 4 号)

まんえんぼうしとうじゅうてんそち
まん延防止等重点措置

- … 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

ようはいりよしや
要配慮者

- … 新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある方などが想定される。

りえぞん
リエゾン

- … 「仲介」や「橋渡し」という意味。市町村が感染症有事の際に派遣するリエゾンは、その所属する市町村による新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、県対策本部や県型保健所による新型インフルエンザ等への対応の方法や現場の対応状況などについて随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。

りすくこみゅにけーしょん
リスクコミュニケーション

- … 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

でい-えつくす でじたる とらんすふお-め-しょん
DX (Digital Transformationの略)

- … ICT(Information and Communication Technology(情報処理や通信に関する技術の総称です。単に情報を伝える技術(IT)だけでなく、インターネットやスマートフォン、SNSなどを通じて人と人がつながり、情報を共有・活用する技術や、それらを活用したサービス))により社会の在り方を変えるもの。

目次

はじめに	1
● 本計画の基本的な理念	1
● 本計画の法的な位置づけ	1
● 本計画の計画期間	1
● 今回の町行動計画改定の背景・目的	1
● 今回の町行動計画改定の概要	2
● 町行動計画の構成と主な内容	3
● 関係法令・計画等	3
● 用語	4
I 総論	13
1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	15
(1) 基本的な考え方	15
(2) 基本方針における留意点	15
2. 対策の基本項目	19
3. 対策のための役割分担	21
(1) 対策の実施主体とその役割	21
(2) 身延町新型インフルエンザ等対策本部	25
II 各論	29
II 各論-1. 実施体制	31
1. 「準備期」	32
(1) 実践的な訓練の実施	32
(2) 町行動計画等の作成や体制整備・強化	32
(3) 国、県及び他の地方公共団体等との連携強化	33

2. 「初動期」	34
(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された 場合の措置	34
(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	34
3. 「対応期」	35
(1) 基本となる実施体制の在り方	35
(2) 緊急事態措置の検討等	36
(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に 移行する時期の体制	36
II 各論-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	37
1. 「準備期」	38
(1) 地域住民等への情報提供・共有	38
2. 「初動期」	41
(1) 情報提供・共有	41
(2) 双方向のコミュニケーション	42
(3) 偏見・差別や偽情報・誤情報への対応	43
(4) 発生事例の公表	43
3. 「対応期」	44
(1) 情報提供・共有	44
(2) 双方向のコミュニケーションの実施	45
(3) 偏見・差別や偽情報・誤情報への対応	46
(4) 発生事例の公表	47
(5) リスクコミュニケーションを活用した説明	47
II 各論-3. まん延防止	49
1. 「準備期」	50
(1) まん延防止対策実施のための体制整備	50
(2) まん延防止対策の効果を高めるための 環境整備・啓発	50

2. 「初動期」	51
(1) まん延防止対策実施の準備	51
(2) まん延防止対策の効果を高めるための 環境整備・啓発	51
3. 「対応期」	52
(1) まん延防止対策実施の基本方針	52
(2) 感染症の封じ込めを念頭に対応する時期の まん延防止対策	52
II 各論-4. 予防接種	55
1. 「準備期」	56
(1) 接種に必要な体制・資材等の整備	56
(2) ワクチンの供給体制	57
(3) 接種体制の構築	57
(4) 情報提供・共有	61
(5) DXの推進	62
2. 「初動期」	63
(1) 接種体制の構築と必要な資材の確保	63
(2) 接種体制	63
3. 「対応期」	68
(1) ワクチンや必要資材の供給	68
(2) 予防接種体制の基本事項	69
(3) 特定接種	69
(4) 住民接種	70
(5) 接種による健康被害の救済	72
(6) 情報提供・共有(基本事項)	73
(7) 情報提供・共有(特定接種に係る対応)	73
(8) 情報提供・共有(住民接種に係る対応)	74

Ⅱ 各論-5. 保健	75
1. 「準備期」	76
(1) 保健の分野における体制整備への協力	76
(2) 保健の分野での連携体制の構築への協力	76
2. 「初動期」	77
(1) 保健の分野における体制整備への協力	77
3. 「対応期」	78
(1) 主な対応業務の実施	78
Ⅱ 各論-6. 物資	79
1. 「準備期」	80
(1) 感染症対策物資等の備蓄等	80
2. 「初動期」	81
(1) 感染症対策物資等の管理と追加調達	81
3. 「対応期」	82
(1) 感染症対策物資等の管理と追加調達	82
Ⅱ 各論-7. 住民生活及び地域経済の安定確保	83
1. 「準備期」	84
(1) 情報収集・共有体制の整備	84
(2) 支援実施に係る仕組みの整備	84
(3) 事業者の事業継続に向けた準備への支援	84
(4) 物資及び資材の備蓄	85
(5) 生活支援を要する方への支援等の準備	85
(6) 火葬能力等の把握と体制の構築	86
2. 「初動期」	87
(1) 遺体の火葬・安置	87
3. 「対応期」	88
(1) 住民生活の安定の確保を対象とした対応	88
(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	90

I 総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 基本的な考え方

ア 新型インフルエンザ等の発生・推移の予測は困難であることが前提

新型インフルエンザ等は、地震などの災害と同様にその発生や感染の波の幅(流行期間)と高さ(流行規模)がどのように推移するか予測することは困難である。

加えて、医療提供体制についても、医療人員の確保を含む組織力や院内感染対策の実行力、ワクチンや治療薬の有無によって大きく左右される。感染の波の幅と高さをできるだけ緩やかにすることで、医療体制のひっ迫回避を期待できる。しかし、感染の波がそれを上回る事態も念頭に置く必要がある。

イ 感染症有事の医療のひっ迫や社会的混乱を回避するための行動等の継続

住民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のために適切な行動をとることを社会全体で継続して取り組むことにより、医療対応以外の感染対策で効果が期待できること。

(ア) 事業者においては継続する重要業務を絞り込むことや業務を継続する方法などを積極的に検討すること。

(イ) 体温計や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄などの準備を平時から行うこと。

(ウ) 医療対応と医療対応以外の感染対策を組み合わせた総合的な対策を実施すること。

(2) 基本方針における留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に特措法等関係法令や国、都道府県、市町村又は指定地方公共機関及び指定(地方)公共機関とそれぞれが定める行動計画又は業務計画に基づき相互に連携協力し、的確かつ迅速な対応の実施に万全を期すことに努める。その際、次の点に留意して対応する。

ア 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により

迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 関係者や国民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や国民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(ウ) リスクコミュニケーション等の備え

平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(エ) 国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進

国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るためのDXの推進等の必要な取組を進める。

イ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により国民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 医療提供体制と国民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける国民や事業者を含め、国民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(イ) 状況の変化に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え

ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(ウ) 国民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、国民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の国民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける国民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

ウ 基本的人権の尊重

町は県などとともに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、国民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗・中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても国民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

エ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、必要に応じ県に対し総合調整を行うよう要請する。

オ 感染症危機下の災害対応

町は県などとともに、平時から国の感染症危機下の災害対応想定に基づき、避難所施設の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備を進める。

町は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、国、県と連携し、地域における状況を適切に把握する。また必要に応じ、県と避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

カ 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

2 対策の基本項目

ここでは、対策の7つの基本項目の概要について記載し、具体的には「Ⅱ 各論」で記載する。

「1. 実施体制」

町の実施体制とその実効性の確保に向けた訓練の実施・人材の養成・関係機関相互の連携等について記載する。また感染症有事に備え、町として継続しなければならない事務事業等について洗い出しと業務継続計画を絶えず見直しを行うことを記載する。

「2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」

情報提供・共有の体制や方法、特にリスクコミュニケーションの手法を活用した発信、偏見・差別や偽情報・誤情報に関する対応等について記載する。

○ 信頼性の醸成と向上

町が県などとともに行う住民・事業者等との情報提供・共有、リスクコミュニケーションは、感染症有事に備えるためにも、準備期から受け手との信頼度を醸成し、高める取り組みが重要である。感染症有事に感染症対策を円滑に機能させるよう有効な感染対策の認知度・理解度・実施しない理由等を把握する。それを啓発の内容・手段等に反映させ、さらに情報への信頼度を醸成し高める必要がある。

情報提供・共有を効果的に行うため、住民等の意見や必要性・関心事項を踏まえることが重要である。更に施策・対策の目的のために、情報提供・共有の相手のターゲットに応じ、どのようなメッセージをどのような方法で行うか検討し行うことも重要である。

○ 情報提供・共有等の方法

情報の受け手に配慮した情報提供・共有をきめ細やかに行う。様々な情報発信方法それぞれの特性に応じ、内容を工夫するなどして、情報を発信する。

情報の発信後の受け手の反応をみて、その後の対応につなげていくことが求められる。

情報へのアクセスが困難な方々に対して、情報が適切に届いているかモニタリングするなどして、情報提供・共有の方法等を見直すことも重要である。

- 様々な立場・状況の方々への配慮と工夫
高齢の方、こども、日本語能力が十分でない外国人の方、視覚や聴覚等が不自由な方など情報提供・共有に配慮が必要な方々に対しても、適時適切に情報提供・共有が可能となるよう内容や方法に十分配慮する。
- 偏見・差別等の人権侵害防止のための啓蒙と啓発
感染症患者・家族・事業者等への偏見・差別による人権侵害を防止するため、準備期より徹底した啓蒙と啓発を行う。
- 偽情報・誤情報の拡散への注視
インターネット上(SNS等)では、情報の一部が切り取られるなどして、偽情報・誤情報となって、まことしやかに拡散されるおそれがある。インターネット上の情報等の動向をモニタリングするなど注視する必要がある。

「3. まん延防止」

まん延防止対策の実施体制や状況に応じた対策の内容等について記載する。

「4. 予防接種」

予防接種の実施体制の整備について記載する。

「5. 保健」

保健所が主体となって行う感染症陽性の方の自宅における健康観察や生活支援の実施体制・連携体制について記載する。

「6. 物資」

感染症対策物資等の備蓄の活用等について記載する。

「7. 住民生活及び地域経済の安定確保」

住民生活や社会経済活動の安定確保に向けた取組等について記載する。

3 対策のための役割分担

(1) 対策の実施主体とその役割

ア 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。加えて WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

イ 県の役割

県予防計画に基づき、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養環境の整備や、人材の養成・資質の向上、県型保健所・衛生環境研究所における感染症有事体制の確保を行う。

また、感染症対策連携協議会を活用して平時から、保健所設置市の甲府市その他の関係機関と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた取組を計画的に行う。

感染症有事の際は、国の基本的対処方針に基づき、県内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

ウ 町の役割

住民に最も近い行政単位であり、住民に対する予防接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の配慮が必要な方への支援等に関し、町行動計画に定める取組を平時から総合的に推進する。

感染症有事の際には、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携を図る。特に、峡南保健所との連携を密に行う。

エ 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染対策の研修・訓練や个人防护具等の確保などを平時から推進する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。

感染症有事の際には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、外出自粛対象者への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

オ 消防機関の役割

感染症医療又は通常医療において急を必要とする患者が迅速に医療を受けられるよう、患者を医療機関へ搬送する。

カ 宿泊施設の役割

平時に県と協定を締結する宿泊施設は、新型インフルエンザ等の患者等が療養する場所を確保するため、宿泊施設確保措置協定に基づき、県からの要請に応じて居室を提供する。

キ 指定(地方)公共機関の役割

医薬品等の流通、人の輸送、物資の運送など公益的事業を営む者等について、知事が指定する指定地方公共機関は、医療提供を持続可能なものとし、県民の生活・経済を守るために、感染症有事の際には、特措法及び自らの業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

感染症有事への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進、リモートワーク(テレワーク)の普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

ク 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、感染症有事においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、職場における感染対策や重要な業務・事業の継続などの準備を平時から行う。

感染症有事の際には、平時に策定した業務継続計画又は事業継続計画(BCP)に基づき、その業務・事業を継続的に実施するよう努める。

ケ 一般の事業者の役割

平時から職場における感染対策を行う。

住民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための対策の徹底が求められる。このようなことを踏まえ、平時から事業継続計画(BCP)の策定に努めるとともに、必要に応じてマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努めるなどの対策を行う。

コ 保育所等、学校等、高齢者施設等の役割

新型インフルエンザ等に感染した場合において重症化リスクが高いと考えられる者が利用し、又は感染症の集団発生が起きやすい環境にあることから、平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止に努める。

特に保育所等や高齢者施設等では、感染症有事に備え、実効性のある業務継続計画(BCP)の策定が求められる。

サ 住民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、換気、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策を実践するよう努める。

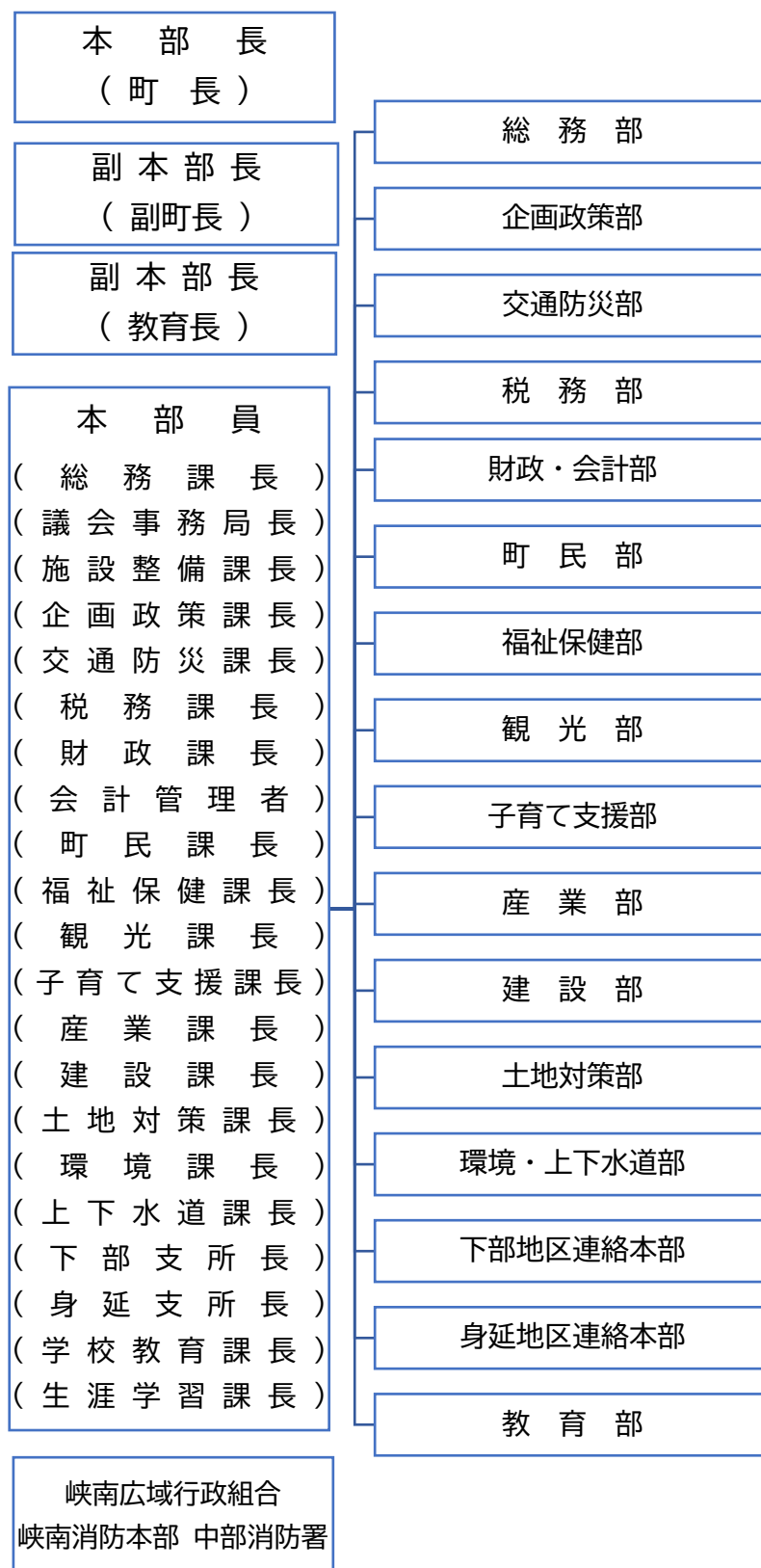
また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、具合が悪いときでも飲食できる食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

感染症有事の際には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

また、感染症を原因とした偏見・差別を生じさせないように努める。

(2) 身延町新型インフルエンザ等対策本部

● 組織図



● 各部の事務分掌

次に町対策本部における各部の事務分掌を示すが、全庁的な体制を構築し、感染症や地域社会等の状況により必要な対応・対策を機動的かつ臨機応変に行い、影響を最小化する。

部名	担当	分掌事務
総務部	総務課 議会事務局 施設整備課	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況の総括に関すること。 個人防護具等の備蓄に関すること。(職員) 職員の勤務及び健康状態の把握。 対策本部各部及び関係機関、団体に関する協力・応援要請に関すること、並びに連絡調整に関すること。 各部に属さない事項に関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。
企画政策部	企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報提供、広報に関すること。 中富地域内の感染状況の情報収集及び本部への報告に関すること。 感染状況の記録及び統計に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。
交通防災部	交通防災課	<ul style="list-style-type: none"> 患者の救急搬送に関すること。 町営・庁用バスの運行、乗員・乗客の感染予防に関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。
税務部	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 税務関係の徴収猶予及び減免措置等に関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。
財政・会計部	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策諸経費の予算措置に関すること。 本部活動の経理に関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。
町民部	町民課	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況の集計に関すること。 埋火葬の手続きに関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。
福祉保健部	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定。 対策本部に関すること。 発生情報の収集及び情報提供に関すること。 まん延防止及び医療確保に関すること。 住民の予防接種に関すること。 住民の相談窓口の設置に関すること。 住民の防護具等の備蓄に関すること。 対策本部各部及び医師会等関係機関との応援体制づくり、連絡調整に関すること。 救急医療の状況把握、医療の確保に関すること。 要援護者等の状況把握及び医療に関すること。 福祉施設の感染予防及び感染状況の把握に関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。
観光部	観光課	<ul style="list-style-type: none"> 商工観光施設での感染予防及び感染状況の把握に関すること。 食料及び応急資機材の調達、確保に関すること。 その他、各部への応援・協力に関すること。

子育て支援部	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設における感染予防及び感染状況の把握に関すること。 ・ 児童館・学童保育における感染予防及び感染状況の把握に関すること。 ・ 保育園児及び保護者に対する感染予防啓発に関すること。 ・ 保育施設・児童館・学童保育の臨時休業に関すること。 ・ 各保育施設との連絡調整に関すること。 ・ その他、各部への応援・協力に関すること。
産業部	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の調達、確保に関すること。 ・ 家畜伝染病の予防防疫に関すること。 ・ その他、各部への応援・協力に関すること。
建設部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、各部への応援・協力に関すること。
土地対策部	土地対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、各部への応援・協力に関すること。
環境・上下水道部	環境課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水、給水等に関すること。 ・ 遺体の安置場所の確保に関すること。 ・ 峡南衛生組合との連絡調整に関すること。 ・ その他、各部への応援・協力に関すること。
下部地区連絡本部	下部支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下部地域内の感染状況の情報収集及び本部への報告に関すること。 ・ 感染状況の記録、及び統計に関すること。 ・ その他、各部への応援・協力に関すること。
身延地区連絡本部	身延支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身延地域内の感染状況の情報収集及び本部への報告に関すること。 ・ 感染状況の記録、及び統計に関すること。 ・ その他、各部への応援・協力に関すること。
教育部	学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における感染予防及び感染状況の把握に関すること。 ・ 学校の臨時休業に関すること。 ・ 児童、生徒及び保護者に対する感染予防啓発に関すること。 ・ 社会教育施設等の施設利用における感染予防及び感染状況の把握に関すること。 ・ 社会教育施設等の臨時休業に関すること。 ・ その他、各部への応援・協力に関すること。

II 各論

Ⅱ 各論 - 1

実施体制

1. 準備期

(1) 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実施体制¹の構築のため、実践的な訓練を単独又は県・関係機関等と合同で実施する。(行 56)

(2) 町行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 町行動計画の作成・変更

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、とるべき体制や対策を明確にした町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²。(行 57)

イ 関連計画との整合を図るよう配慮

町は、行動計画や業務継続計画の作成・変更するにあたり、関連する他の計画と整合を図るよう配慮する。

ウ 業務継続計画(BCP)の作成・変更

町は、感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、庁内すべての所属において業務継続計画(BCP)を作成・変更する。(行 57)

エ 感染症有事における業務等の把握

町は、新型インフルエンザ等の発生時や緊急事態宣言の対象区域となるなど感染症有事における業務の種類・量を把握する。

-
- 1 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。
 - 2 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

オ 感染症有事における業務等実施体制の整備

町は、感染症有事における対策や強化・拡充すべき業務を適正かつ確実に実行できるよう全庁的な体制で必要な人員等を確保するため、町対策本部体制及び規定等を整備する。

カ 人材の養成等

町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の確保と実践的な訓練・研修等を通じ養成等を行う。(行 58)

(3) 国、県及び他の地方公共団体等との連携の強化

ア 関係機関等との情報共有・連携体制

町は、国、県、他の市町村及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制を整備する。情報共有・連絡体制・それぞれの役割を明確にするなど現場レベルでの実効性確保のため、確認及び訓練を実施する。(行 58)

イ 医療・社会経済関係業界団体等との連携体制

町は、県、他の市町村及び指定(地方)公共機関と連携し、感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を実施する。また新型インフルエンザ等の発生に備え、連携体制を整備・強化する。

ウ 特定新型インフルエンザ等対策の具体的運用に関する事前協議

町は、県と特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2の2号に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。)の代行や応援等の具体的運用方法について事前に協議する。

2. 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 特措法によらない町対策本部の設置

町は、国が政府対策本部を設置した場合³や山梨県が県対策本部を設置した場合、必要に応じて、特措法によらない組織として町対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(行 62)

イ 人員体制の全庁的な対応

町は、必要に応じて、「I 準備期 (2) 町行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(行 62)

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁵ことを検討し、所要の準備を行う。(行 63)

3 特措法第 15 条

4 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

5 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3. 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。(行64)

ア 体制の確保・維持

(ア) 必要人員体制の強化・継続

町は、行動計画及び業務継続計画(BCP)に基づき、全庁的に新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施のために必要な人員体制の強化等必要な措置を継続的に確保する。

(イ) 職員の必要な対策の実施

町は、新型インフルエンザ等対策や優先度の高い業務の実施に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。

イ 職員等の派遣・応援への対応

(ア) 特定新型インフルエンザ等対策の事務代行の要請

町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁶を要請する。(行66)

(イ) 職員等の派遣・応援要請

町は、町内に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対し応援を求め⁷、又は県を通じ国に職員の派遣を要請する。(行67)

(ウ) リエゾンとなる職員の派遣

町は、新型インフルエンザ等の対策を円滑に進めるため、県型保健所へリエゾンとなる職員を派遣する。

(エ) 応援要請への協力

町は、指定地方公共機関から新型インフルエンザ等の対策を実施するための労務、施設、設備又は物資の確保について応援要請があった場合は、可能な限り協力する。

6 特措法第26条の2第1項

7 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

ウ 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援⁸を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁹し、必要な対策を実施する。(行 67)

(2) 緊急事態措置の検討等

ア 緊急事態宣言にともなう手続等

町は、政府対策本部長より町内に特措法第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発せられた場合は、直ちに町対策本部を設置する¹⁰。町は、町内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹¹。(行 69)

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア 町対策本部の廃止

町は、条例に特段の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する¹²。(行 70)ただし、町対策本部体制にて対応すべき事態が継続している場合は、特措法によらない組織として町対策本部体制を維持する。

8 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

9 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

10 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

11 特措法第 36 条第 1 項

12 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

Ⅱ 各 論 - 2

情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

1 準備期

(1) 地域住民等への情報提供・共有

ア 情報提供・共有体制の整備

(ア) 新型インフルエンザ等発生に備えた情報提供・共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン¹³に掲げられた国の取り組みに関する留意事項等や他の地方公共団体等の対応も参考に、本町の実情を踏まえた情報提供・共有の体制を整備する。

(イ) 情報源等としての認知度・信頼度向上への体制整備

町は県などとともに、新型インフルエンザ等発生に際し、情報の受け手である地域住民等にとって、分かりやすい有用で信頼性のある情報源となるよう、認知度・信頼性の向上に留意し、一貫した情報提供・共有を行うため、必要な体制整備に努める。

その際、本町の特産品やランドマーク、馴染みのある町マスコットキャラクター「みのワン」、「みのぶ防災・行政ナビ」アプリなどをメッセージや情報提供・共有の方法として活用し、地域住民が分かりやすく、感染症対策の行動変容に繋がりにやすくするなどの様々な工夫を講ずるよう努める。

(ウ) 庁内外とのリスクコミュニケーション¹⁴等の方策の検討

町は県などとともに、新型インフルエンザ等の発生時における庁内、医療機関等の関係機関、事業者、地域住民等とのリスクコミュニケーションの在り方を含めた円滑な情報共有の方策を検討する。

加えて、業界団体等を通じ情報提供・共有する方策についても検討する。

(エ) 必要とされる情報の把握・活用方法等の整理

町は県などとともに、感染症に関する情報提供・共有に当たり、情報の受け手である地域住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行えるよう、地域住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

(オ) 情報提供・共有の際にすべき配慮

町は県などとともに、高齢の方、こども、日本語能力が十分でない外国人の方、視覚や聴覚等が不自由な方など情報提供・共有に配

13 「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章

14 特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

慮が必要な方々に対しても、新型インフルエンザ等の発生等において、適時適切に情報提供・共有が可能となるよう内容や方法に十分配慮する。

(カ) 相談窓口の設置に必要な準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時に国からの要請を受け、地域住民等からの相談に応じる相談窓口等を円滑に設置するための体制・手順等を確認し準備する。

(キ) リスクコミュニケーション等に関する職員資質の向上

町は県などとともに、地域住民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修に参加するなどして職員の資質向上を図る。

イ 感染症の情報提供・共有の内容

(ア) 県より共有された情報の共有

町は、県より共有される新型インフルエンザ等に限らず流行拡大が懸念される感染症に係る情報・分析結果・リスク評価等を庁内・関係機関・地域住民等と共有を図る。

(イ) 個人レベルの感染症対策等の重要性と冷静な対応の重要性の啓発等

町は県などとともに、地域住民等への情報提供・共有に際し、次のことを周知・啓発する。

a 個人レベルでの感染症対策が社会における感染症拡大防止に大きく寄与すること。

b 救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には、救急車の利用を控えること。

c 「#7119」や「#8000」を利用すること。

(ウ) 想定される感染症拡大起点の関係者等への情報提供・共有

町は県などとともに、地域における感染症拡大の起点となりやすい多数が集まる場所、保育所や学校、感染症重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係部局等と感染症対策部局が相互に連携しながら、感染症や公衆衛生対策を関係者に対し情報提供・共有する。

(エ) 有用な情報源としての認知度・信頼度の醸成

町は県などとともに、自らの情報提供・共有が情報の受け手である地域住民等にとって分かりやすく有用な情報源として、その認知度・信頼度がより一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に努める。

(オ) 健康観察・生活支援等の協力を備えた県との連携

町は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県より協力を求められることや患者等の生活支援を行うことなどがあり得る。

このため、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など知事が必要と認める情報の提供を受けることがある¹⁵。感染症有事に備え円滑な町・県の連携した対策行動をとれるよう、具体的な手順をあらかじめ検討・確認する¹⁶。(G22)

ウ 感染症への偏見・差別や偽情報・誤情報の啓発

(ア) 偏見・差別等は人権侵害であることを繰り返し発信・啓発

町は県などとともに、感染症に関する正しい知識と次のことを繰り返し発信し、普及・啓発に努める。

- a 感染された方やその家族、勤務先、医療従事者等への偏見・差別等は、基本的人権を侵害する行為であり許されないこと
- b 偏見・差別等は法的責任がともなうこと
- c 偏見・差別等をおそれ、医療機関へ受診すべき方が受診を控えてしまい、結果として感染症対策の妨げとなってしまうこと

(イ) 科学的根拠等に基づく情報提供・共有による認知度・有用性の醸成

町は県などとともに、科学的根拠に基づく情報を繰り返し地域住民等に発信し、発信する情報の分かりやすさや有用性、認知度と信頼度の醸成を図る。

(ウ) 偽情報・誤情報等への注意喚起

町は県などとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽情報・誤情報の拡散状況に応じて、各種媒体(We b、SNSなどのデジタル媒体やリーフレットや広報誌等の非デジタル媒体等)を活用するなど地域住民等に対して、準備期より継続して注意喚起を行う。

15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第16条等。

16 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」(令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)参照。

2 初動期

(1) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の方法

(ア) 感染症対策連携協議会による連携強化

町は、感染症対策連携協議会を通じて、県・協定締結医療機関等との連携をさらに強化する。加えて、次の情報等について、随時情報共有を行い、対策等を協議・検討する。

- a 通常医療、救急医療及び感染症医療の提供状況・後方支援の状況・ひっ迫状況
- b 最新の感染症の病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)

(イ) 地域住民等への情報提供・共有

町は県などとともに、各種媒体(Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等)を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの必要な情報等を住民向けに分かりやすく発信する。

(ウ) 情報提供・共有の際にすべき配慮

町は県などとともに、高齢の方、こども、日本語能力が十分でない外国人の方、視覚や聴覚等が不自由な方などへ適切に配慮し、分かりやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。

(エ) 業界団体等を通じた情報提供・共有

町は県などとともに、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。

イ 情報提供・共有の内容

(ア) 国が開設する感染症情報Webサイトの情報提供・共有

町は県などとともに、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できるWebサイトを地域住民等に情報提供・共有する。

(イ) 感染症の情報提供・共有

町は、県より共有される新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性のある感染症の次の情報について、庁内・関係機関・地域住民等に情報提供・共有する。

- a 感染症の特徴(感染経路、潜伏期間、症状等)
- b 病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)
- c 診断・治療に関する情報
- d 症例定義等

(ウ) 感染症情報の分かりやすい発信

町は県などとともに、国が作成した一般向けのQ & Aを各種媒体（Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、感染症に関する情報を分かりやすく情報提供・共有する。

(エ) 個人レベルの感染症対策の重要性と冷静な対応の重要性の啓発等

町は県などとともに、地域住民等に次の感染症拡大防止のための行動変容に資する啓発等を行う。

- a 地域の医療提供体制や医療機関の受診方法。
- b 救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車の利用を控えること。
- c 「#7119」や「#8000」を利用すること。
- d 個人レベルでの新型インフルエンザ等感染症対策が社会における感染症防止に大きく寄与すること。
- e 地域住民等が感染症に対し冷静な対応を促すメッセージ等。

(オ) 健康観察・生活支援のための庁内等での情報提供・共有

町は、対応期において、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察について、県より協力を求められることや患者等の生活支援を行うことなどがありうるため、全庁・関係機関等と対応に関し必要な情報提供・共有を図る。

(カ) 医療機関等への情報提供の協力

町は、国が行う感染症の診断、治療法、病原体調査等の医療機関等への情報提供について、必要がある場合は県等に協力する。

(2) 双方向のコミュニケーション

ア 相談窓口等の設置

町は、国からの要請等を機に地域住民等向けの相談窓口等を設置し、設置した旨を周知する。

イ 相談窓口・Web等の動向に応じたリスクコミュニケーション

町は、相談窓口等に寄せられた意見やWebやSNSなどの動向により情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づき、リスクコミュニケーションを図る。

(3) 偏見・差別や偽情報・誤情報への対応

ア 偏見・差別等は人権侵害であることの発信

町は県などとともに、準備期から引き続き感染症に関する正しい知識と次のことを繰り返し発信し、普及・啓発に努める。

(ア) 感染された方やその家族、勤務先、医療従事者等への偏見・差別等は、基本的人権を侵害する行為であり許されないこと

(イ) 偏見・差別等は法的責任がともなうこと

(ウ) 偏見・差別等をおそれ、医療機関へ受診すべき方が受診を控えてしまい、結果として感染症対策の妨げとなってしまうこと

イ 随時得られた科学的根拠等に基づく情報提供・共有

町は県などとともに、科学的根拠が不明確な情報、偽情報・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点において得られた科学的根拠・知見に基づく情報・正しい情報を地域住民等が入手できるよう努める。

ウ 偏見・差別等の相談窓口に関する情報提供・共有

町は県などとともに、偏見・差別等に関する国・県・NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、地域住民等に周知する。

(4) 発生事例の公表

ア 感染発生事例の発信と配慮

町は、県より提供・共有を受けた患者の数等に関する情報を踏まえ、住民等の理解を深めるために、発生事例情報の発信を行う。その際、個人情報の保護に十分配慮する。

3 対応期

(1) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の方法

(ア) 地域住民等への情報提供・共有

町は県などとともに、各種媒体(We b、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等)を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの必要な情報等を国の取組に関する留意事項や他の地方公共団体等の対応も参考に、地域の実情を踏まえて住民向けに分かりやすく発信する。

(イ) 情報提供・共有の際にすべき配慮

町は県などとともに、高齢の方、こども、日本語能力が十分でない外国人の方、視覚や聴覚等が不自由な方などへ適切に配慮し、分かりやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。

(ウ) 業界団体等を通じた情報提供・共有

町は県などとともに、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。

イ 情報提供・共有の内容

(ア) 国が開設する感染症情報We bサイトの情報提供・共有

町は県などとともに、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できるWe bサイトを地域住民等に引き続き情報提供・共有する。

(イ) 感染症に関する情報提供・共有

町は、県より共有される感染症に関する次の情報を庁内・関係機関・地域住民等に提供し共有する。

a 国などが情報収集・分析から得た情報や対策

b 国が提供するまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果

(ウ) 感染症情報の分かりやすい発信

町は県などとともに、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染症対策など感染症情報等を地域住民等に分かりやすく発信する。

- (工) **個人レベルでの感染症対策の重要性と冷静な対応の重要性の啓発等**
 町は県などとともに、地域住民等に次の感染症拡大防止のための行動変容に資する啓発等を行う。
- a 医療体制の提供体制の維持のため、症状が軽微な場合には、救急車の利用を控えること。
 - b 「#7119」や「#8000」の利用を促進すること。
 - c 個人レベルでの感染症対策が社会における感染症拡大防止に大きく寄与すること。
 - d 冷静な対応を促すこと等。
- (オ) **健康観察・生活支援のための庁内等での情報提供・共有**
 町は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察・生活支援について、県より協力を求められることがありうるため、全庁・関係機関等と対応に関し、引き続き必要な情報提供・共有を図る。
- (カ) **対策強化・緩和の際の分かりやすい情報提供・共有**
 町は、特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応に際し、県とリスク評価に基づく情報共有を行い、各種対策への理解・協力を得られるよう可能な限り科学的根拠に基づき、地域住民等に対して分かりやすく情報提供・共有を行う。
- (キ) **流行初期期間経過後の医療機関受診方法の変更等の周知・啓発**
 町は県などとともに、相談センターを通じた発熱外来の受診につなげる仕組みから、症状のある方が発熱外来を直接受診できる仕組みに変更するのに合わせ、次のことを周知・啓発する。
- a 発熱外来の一覧等の公表に関すること。
 - b 町は県などとともに、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、対応力の高まり等を踏まえ、感染症以外の疾患に係る健康診断・検診や受診を控えることのないよう啓発を行うこと。
- (ク) **医療機関等への情報提供の協力**
 町は、国が行う感染症の診断、治療法、病原体調査等の医療機関等への情報提供について、引き続き必要がある場合は県等に協力する。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

ア 相談窓口等の設置継続

町は、国からの要請を受け、地域住民等に向けた相談窓口等の設置を継続する。

イ 感染症に関する情報提供・共有の継続

町は県などとともに、国が作成・改訂した一般向けのQ & Aを各種媒体(W e b、S N Sのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等)を利用し、感染症に関する情報等を分かりやすく地域住民等に随時情報提供・共有する。あわせて、相談窓口等とも当該情報を共有し、体制を強化する。

ウ 感染症情報の動向による関心事項の把握と対応

町は県などとともに、相談窓口等に寄せられた意見等やW e b・S N Sにおける感染症等に関する発信動向などから、地域住民等の反応や関心事項等を可能な限り把握・共有し、双方向のコミュニケーションに基づく、リスクコミュニケーションを実施する。

(3) 偏見・差別や偽情報・誤情報への対応

ア 偏見・差別等は人権侵害であることの発信継続

町は県などとともに、感染症に関する正しい知識と次のことを継続して発信し、普及・啓発に努める。

- (ア) 感染された方やその家族、勤務先、医療従事者等への偏見・差別等は、基本的な人権を侵害する行為であり許されないこと
- (イ) 偏見・差別等は法的責任がともなうこと
- (ウ) 偏見・差別等をおそれ、医療機関へ受診すべき方が受診を控えてしまい、結果として感染症対策の妨げとなってしまうことなど

イ 随時得られた科学的根拠等に基づく情報提供・共有

町は県などとともに、科学的根拠が不明確な情報、偽情報・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点において得られた科学的根拠・知見に基づく情報・正しい情報を地域住民等が入手できるよう引き続き努める。

ウ 偏見・差別等の相談窓口に関する情報提供・共有

町は県などとともに、偏見・差別等に関する国・県・N P O等の相談窓口に関する情報を整理し、地域住民等に継続して周知する。

エ 偏見・差別等や偽情報・誤情報の発信や拡散への対応

町は県などとともに、偏見・差別等や偽情報・誤情報の発信や拡散への対応のために、Webサイト・SNS等の運営事業者・プラットフォーム運営者等に対し、必要な協力の要請等を行う。

(4) 発生事例の公表

ア 感染発生事例の発信継続

町は、県より提供・共有を受けた患者の数等に関する情報を踏まえ、住民等の理解を深めるために、発生事例情報の発信を初動期に引き続き行う。その際、個人情報の保護に十分配慮する。

(5) リスクコミュニケーションを活用した説明

ア 封じ込めを念頭に対応する時期の説明

(ア) 限られた知見を明示した上での感染症対策の丁寧な説明

町は県などとともに、新型インフルエンザ等の病原体の判明している性状(病原性、感染性、薬剤感受性など)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、町・県などが行う感染症対策等の根拠を分かりやすく、丁寧に地域住民等に説明する。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期の説明

(ア) 科学的根拠に基づく対策実施理由等の丁寧な説明

町は県などとともに、新型インフルエンザ等の病原体の判明している性状(病原性、感染性、薬剤感受性など)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい(重症化リスクの高い)年齢層などに応じ、採るべき措置の強度が異なるため、可能な限り科学的根拠に基づき、対策の実施理由等を分かりやすく、丁寧に地域住民等に説明する。

(イ) リスク情報に基づく対策のための丁寧な双方向コミュニケーションの実施

町は県などとともに、特に新型インフルエンザ等の影響が大きい年齢層の地域住民等に対し、重点的にリスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため、分かりやすく、丁寧に説明し、可能な限り双方向のコミュニケーションを図る。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の説明

(ア) 対応縮小や変更の周知・説明の実施

町は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行にともない留意すべき点や県や県の専門家の知見を活用し、地域住民等に対し丁寧に説明する。

(イ) 広報体制の縮小

町は県などとともに、順次、感染症対策等の広報体制を縮小する。

Ⅱ 各 論 - 3

まん延防止¹⁷

17 特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項)に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

1 準備期

(1) まん延防止対策実施のための体制整備

ア 業務継続計画(BCP)の随時更新

町は、地域の新型インフルエンザ等のまん延防止対策を推進するため、感染症有事においても維持すべき必要な業務を継続できるよう、全庁において業務継続計画(BCP)を随時更新する。

(2) まん延防止対策の効果を高めるための環境整備・啓発

ア 基本的な感染症対策の普及・啓発

町は県・学校などとともに、換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染症対策を広く普及を図る。

イ 感染が疑われる場合の対応・行動の普及・啓発

町は県などとともに、あらかじめ次のような感染症有事の際、地域住民等が自らの感染が疑われる場合にとるべき対応・行動等を様々な媒体・機会を活用するなどして、広く周知し、理解の促進を図る。

(ア) 県が整備する相談センターに連絡・相談をすること

(イ) 感染拡大防止のため不要不急の外出を控えること

(ウ) 基本的な感染症対策を行うことなど

2 初動期

(1) まん延防止対策実施の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画(BCP)に基づく対応の準備を行う。(行107)

(2) まん延防止対策の効果を高めるための環境整備・啓発

ア 基本的な感染症対策の普及・啓発

町は県・学校などとともに、準備期から引き続き、換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染症対策を広く普及を図る。

イ 感染が疑われる場合の対応・行動の普及・啓発

町は県などとともに、準備期から引き続き、あらかじめ次のような感染症有事の際、地域住民等が自らの感染が疑われる場合にとるべき対応・行動等を様々な媒体・機会を活用するなどして、広く周知し、理解の促進を図る。

- (ア) 県が整備する相談センターに連絡・相談をすること
- (イ) 感染拡大防止のため不要不急の外出を控えること
- (ウ) 基本的な感染症対策を行うことなど

3 対応期

(1) まん延防止対策実施の基本方針

ア 状況において必要なまん延防止対策の周知等

町は、県が講じる感染状況や医療提供体制状況等に基づく、都道府県間の移動自粛要請等のまん延防止対策を地域住民等に分かりやすく、丁寧に周知・要請するなど必要な措置を講じる。

イ 基本的な感染症対策の普及・啓発

町は県・学校などとともに、準備期・初動期から引き続き、換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染症対策を広く普及を図る。

ウ 感染が疑われる場合の対応・行動の普及・啓発

町は県などとともに、準備期・初動期から引き続き、地域住民等が自らの感染が疑われる場合にとるべき対応・行動等を様々な媒体・機会を活用するなどして、広く周知し、理解の促進を図る。

- (ア) 県が整備する相談センターに連絡・相談をすること
- (イ) 感染拡大防止のため不要不急の外出を控えること
- (ウ) 基本的な感染症対策を行うことなど

(2) 感染症の封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策

ア まん延防止措置で影響を受けた事業者への支援措置等

(ア) 事業者への支援措置の検討

町は県などとともに、新型インフルエンザ等まん延防止に必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他必要な措置を講じることを検討する。その際、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金の活用や、他事業者との公平性の観点や円滑な支援等が行われることなどに留意する。

イ まん延防止措置で影響を受けた要介護者等への支援措置等

(ア) 通所介護事業所等の休業の場合

町は県などとともに、新型インフルエンザ等まん延防止のため、通所介護事業所等が休業する場合、自宅での家族等による付き添いや介護サービスの継続の必要が高い要介護者等に対し、訪問介護等を活用した対応を検討する。

Ⅱ 各 論 - 4

予防接種¹⁸

18 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施)に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を記載する。

1 準備期

(1) 接種に必要な体制・資材等の整備

ア 必要な接種体制構築の検討

町は県などとともに、新型インフルエンザ等発生時に、迅速な特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務デジタル化等の状況を踏まえつつ、平時から町内医療機関や医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保など、接種体制の構築に向けた検討を行う。

イ 必要資材の確認と確保

町は、以下の表1を参考に、平時から接種に必要な資材の確保方法等の確認を行う。また、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう町内医療機関や医師会、医療廃棄物処理業者等に協力を求めるなどして準備する。(G7)

● 表1 接種に必要なとなる可能性がある資材

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <input type="checkbox"/> 血圧計等 <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	文房具類 <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	会場設営物品 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

ア ワクチンの円滑な流通体制確保への協力・連携

町は、県が行うワクチンの円滑な流通を可能にする体制整備のための協議に参加する。

加えて、県との連携方法及び役割分担等について、他の市町村とともに協議する。

イ ワクチン配送事業者の把握

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をする。

ウ ワクチン在庫量の把握と分配量の想定

町は、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内の医療機関等と密に連携し、ワクチンの在庫量を迅速に把握する仕組みの構築を行う。また、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(G8)

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制構築のための連携・訓練

(ア) 連携・訓練

町は県などとともに、平時から町内医療機関や医師会の関係者と連携し、接種に必要な人材、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を実施する。

イ 特定接種(対策実施職員向け)

(ア) 対策実施従事職員への接種実施体制構築

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象とする特定接種については、当該地方公務員が所属する地方公共団体が実施主体となり、原則として集団的な接種を実施することとなる。

このため、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員への接種が円滑に実施できるよう体制を構築する。

(イ) 対象者数の把握と報告

町は、特定接種の対象となり得る職員を把握し、県を通じて厚生労働省に人数を報告する。

ウ 特定接種(登録事業者向け)**(ア) 登録事業者への登録申請の周知**

特措法第 28 条第 1 項第 1 号に規定される登録事業者のうち、特に国民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築をすることが登録要件とされている。このため、町は、所管する特定接種の対象となる国民生活・国民経済安定分野の事業者に登録申請を周知する。

(イ) 対象者数の把握と報告

町は県などととともに、国からの要請に基づき、特定接種の対象となる登録事業者に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。

(ウ) 業務(事業)継続計画(BCP)作成への支援

町は県などととともに、特定接種の対象となる登録事業者による業務(事業)継続計画(BCP)の作成を支援する。

エ 住民接種

町は、迅速な住民接種を実現のため、次の準備を行う。

(ア) 速やかな接種体制の構築

国等の協力を得ながら、町内に居住する方に対し、速やかに接種のための体制構築を図る¹⁹。(行 122)

a 接種体制の想定・検討・シミュレーション・訓練

希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定する。

加えて、パンデミック時においても予防接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にし、町内医療機関や地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

(a) 接種対象者数

(b) 職員の人員体制の確保

¹⁹ 予防接種法第 6 条第 3 項

- (c) 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者等の確保
- (d) 接種場所の確保(医療機関、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- (e) 接種に必要な資材等の確保
- (f) 国、県及町、町内医療機関や医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- (g) 接種に関する住民への周知方法の策定

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションや訓練等の準備を行う。(G19)

b 接種対象者数等の推計と集団接種が困難な方への対応

町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種の実施に必要なシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等に入所中など、集団接種会場での接種が困難な方が接種を受けられる体制を介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携するなどして検討する。(G19)

● 表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1~6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者*	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生 ・高校生相当	人口統計(6~18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

* 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 接種会場における医療従事者の確保

町は、医療従事者の確保について、接種方法(集団接種・個別接種の別)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

なお、集団接種、個別接種いずれの場合も、町内医療機関や医師会等との協力の下、円滑に接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るため連携を図る。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要となる。このため、地域の医師会等の理解・協力を得て、医療従事者の確保を図る。(G20)

d 接種会場の検討

町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計する。また、各接種会場において必要となる以下に列挙する事項等について配慮・検討する。

(a) 受付場所

(b) 待合場所

(c) 問診を行う場所

(d) 接種を実施する場所

(e) 経過観察を行う場所

(f) 応急処置を行う場所

(g) ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所

(h) 接種の実施に当たる人員の配置

(i) 接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないような配置

(j) 調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるような配慮

なお、医師及び看護師の配置については、町が直接運営するほか、町内医療機関や医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能とする。(G20)

(イ) 町外医療機関での接種を可能とする取組

町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外での地方公共団体における接種を可能にするよう取組の推進を進める。(行 122)

(ウ) 速やかな接種の実施に向けた検討・準備

町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な接種実施方法についての検討・準備を進める。(行 122)

(4) 情報提供・共有

ア 住民等への対応

(ア) 接種に関する双方向的なコミュニケーションの実施

「ワクチン Hesitancy²⁰」は、WHO(世界保健機関)の表明している「世界的な健康に対する脅威」の1つに挙げられている。予防接種におけるコミュニケーションは、有効なツールである一方で、質の低いコミュニケーションの結果として、ワクチンに関する人々の受け入れの妨げになる可能性も指摘されている。

町は、こうした状況も踏まえ、準備期から定期の予防接種や使用するワクチン等について、接種対象となる方やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすく理解を深められるよう情報提供・啓発を行う。あわせて、接種対象となる方等が持つ疑問や不安などに関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、様々な媒体・機会を活用して双方向的なコミュニケーションの取組を進める。(G22)

(イ) 新型インフルエンザ等対策における予防接種基本情報の提供・共有

町は県などとともに、地域住民等に対し、新型インフルエンザ等対策における予防接種やワクチンの役割や接種対象者、接種順位の在り方等の基本情報について、情報提供・共有を行い、理解促進を図る。

イ 町における対応

町は、県の支援を受けながら定期の予防接種の実施主体として、町内医療機関や医師会等の関係団体等と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。(G22)

ウ 全庁での連携

(ア) 全庁での連携・協力

町は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び全庁での連携・協力体制が重要であり、その強化に努める。

20 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines(WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

(イ) 学校保健との連携・協力

町は、児童生徒に対する予防接種施策推進のため、学校保健との連携・協力が不可欠であるため、町教育委員会や学校等との連携を進める。

例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用し、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進・啓蒙に資する取組に努める。(G23)

(5) DXの推進

ア 予防接種事務デジタル化の実現

町は、活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化(予防接種の接種記録や副反応疑い報告等を迅速かつ正確に管理する)が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を進める。(G24)

イ システム基盤を活用した接種勧奨準備等

町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けられない方に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。(G24)

ウ 予防接種事務デジタル化に対応する医療機関の周知

町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等の mismatch が生じないよう環境整備に取り組む。(G24)

2 初動期

(1) 接種体制の構築と必要な資材の確保

ア 接種体制の構築

(ア) 接種体制の確保等

町は、準備期に構築した接種体制に基づいて、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等を行う。(行 129)また、接種に携わる医療従事者の確保困難が見込まれるなど必要に応じ、県に支援を要請する。

(イ) 全庁的な組織体制への移行の検討

町は、国から提供されるワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、接種体制の構築等の業務並びに維持すべき業務継続を担うため、全庁的な組織体制への移行を検討する。

イ 接種に必要な資材

町は、「Ⅰ準備期 (1)予防接種に必要な体制・資材等の整備」において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(G29)

(2) 接種体制

ア 特定接種

(ア) 医療従事者の確保

特定接種の実施には、多くの医療従事者の確保が必要となる。町は、接種体制構築のため、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(イ) 医療従事者の確保に関する支援

町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(G30)

イ 住民接種

(ア) 接種予定者数の把握や円滑な接種実施の準備

町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できる

よう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行う。

加えて、併せて接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(G31)

(イ) 円滑な接種実施のための柔軟な体制確保

町が接種の準備をする際、予防接種業務所管部署における準備期の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれる。

このため、町は、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を柔軟に確保する。(G31)

(ウ) 必要人員の確保・配置

町は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、優先順位及び内容に応じて担当部門(体制)を決定する。加えて、それぞれの業務について、次の事項を検討し必要人員の確保及び配置を行う。

- a 必要な人員数の想定
- b 個人名入り人員リストの作成
- c 業務内容に係る事前の説明の実施
- d 業務継続が可能なシフトの作成など

(エ) 円滑な実施のための連携

町は、予防接種の円滑な実施を図るため、市内の衛生・介護保険・障害保健福祉担当等が必要に応じ、次のような連携を行うことも検討する。

- a 調整を要する施設等及びその被接種者数の取りまとめを行う。
- b 接種に係る町内医療機関や医師会等と調整・連携し行うこと等。

これに加えて、町は接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務について、積極的に外部委託するなど接種体制等の維持・継続のため業務負担の軽減策も検討する。(G31)

(オ) 医療従事者等の確保

町は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。(G32)

(カ) 実情に応じた円滑な接種体制の構築

町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と次のような事項について協議を行う。(G32)

- a 接種実施医療機関の確保
- b 接種実施医療機関等において、多人数への接種を行うことのできる体制の確保

- c 必要に応じ、保健センター、学校、公民館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことなど

(キ) 集団接種が困難な方への接種体制の構築

町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中など、接種会場での集団接種が困難な方が接種を受けられるよう、庁内の衛生・福祉・介護保険所管部局等並びに医師会等の関係団体と連携するなどして、接種体制の構築をはかる。(G33)

(ク) 町が医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合

a 接種会場の運営方法の検討・設備手配等

(a) 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、「医療法に基づく診療所開設の許可・届出」が必要であるため関連する手続きを行う。

(b) 町は、当該接種会場の運営方法検討に際し、感染症予防の観点から次のことに留意する。

- ① 会場内のレイアウト・経路設定については、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくること。
- ② 予診票の記入漏れや接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。
- ③ 会場については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保すること。
- ④ 要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。
- ⑤ その他接種会場運営に際し配慮が必要とされること。(G35)

(c) 臨時の接種会場における「ワクチンの配送」や「予約管理」、「マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等」の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、円滑な接種に必要な設備の整備等の手配を行う。(G33)

(d) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。(G34)

b 人員体制の確保

接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、「必

要な医療従事者数を算定」する。なお、具体的な医療従事者等の数の例は、次のとおり。

(a) 予診・接種に関わる者(1チーム)

- ① 予診を担当する医師…1名
- ② 接種を担当する医師又は看護師…1名
- ③ 薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等…1名

(b) 接種後の状態観察を担当する者

- ① 接種後の状態観察を担当する者²¹…1名

(c) その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられることから、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。(G33)

c 救急対応への備え

(a) 救急処置用品の準備

被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際、応急治療を可能とするよう必要とされる救急処置用品を準備する。(以下に例を示す)

- ① 血圧計
- ② 静脈路確保用品
- ③ 輸液
- ④ 薬液等
 - アドレナリン製剤
 - 抗ヒスタミン剤
 - 抗けいれん剤
 - 副腎皮質ステロイド剤 等

薬剤購入等に関しては、あらかじめ町内医療機関や医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行う。

(b) 救急処置用品の管理

常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。

(c) 治療・搬送体制の確保

重篤な副反応の発生に備え、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、次のような連携・協力体制を確保する。

21 可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。

- ① 会場内医療従事者等の役割を確認する。
- ② 県、県医師会等の地域の医療関係者、医療機関、消防機関との連携・協力・調整を行い、適切な連携体制を確保する。
- ③ 搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定する。

d 会場での必要物品の調達・確保

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難である。このため、必要に応じ町内医療機関や医師会等から一定程度持参してもらう等を事前に検討・協議を行う。

また、町が独自で調達する場合においても、事前にその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。

なお、具体的な必要物品は、表3に示す物品等が想定される。会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。(G33)

● 表3 接種会場において必要と想定される物品

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	文房具類
<input type="checkbox"/> 〇 血圧計等 <input type="checkbox"/> 〇 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 〇 輸液セット <input type="checkbox"/> 〇 生理食塩水 <input type="checkbox"/> 〇 アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

3 対応期

(1) ワクチンや必要な資材の供給

ア 必要量・供給状況の把握

町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行う。その際、政府行動計画(第3部第7章3-2)、同計画予防接種(ワクチン)に関するガイドライン(第3章3)を踏まえて行う。(G37)

イ 割り当て調整の実施

町は、厚生労働省からの要請を受けて、町に割り当てられた、ワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等に対し、接種可能量等に応じ割り当てを行う。(G37)

また、接種開始後は、町内の接種実施医療機関等のワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

ウ 供給に関する問題発生時の対応

町は、厚生労働省からの要請を受けてのワクチンの供給に滞りや偏在等問題が生じた場合、次のような手順で解消のための措置を講ずる。

(ア) 問題の発生を県へ連絡する。

(イ) 県を中心に、関係者に対する聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握する。

(ウ) 県を中心に、把握した偏在等の状況から地域間の融通等を行う。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、発注等の際に特定の製品に偏った指定をすることが原因となることが少なからずある。このため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。(G38)

(2) 接種体制の基本事項

ア 準備した接種の実施

町は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を行う。
(行 131)

イ 追加接種の円滑実施に向けた継続的体制整備

町は、変異株の出現等により追加接種が必要な場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県と連携して接種体制を継続的に整備する。

ウ 接種を進めるための基本情報

町は、県より提供・共有される次のような情報を基に接種を進める。

- (ア) 国が特定接種の具体的運用を決める際に考慮する新型インフルエンザ等の情報
- (イ) プレパンデミックワクチン²²の有効性
- (ウ) ワクチンの製造・製剤化のスピード
- (エ) ワクチンの供給量
- (オ) 国民生活・国民経済安定分野の特定接種登録事業者による事業継続の必要性
- (カ) 住民接種の緊急性等

(3) 特定接種

町は、国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合に実施する。

ア 特定接種の実施(対策実施職員向け)

町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(行 132)

22 「プレパンデミックワクチン」とは、新型インフルエンザが世界的に大流行(パンデミック)する前に、その流行が予測されるウイルス株を基に製造されるワクチンをいう。

(4) 住民接種

ア 接種体制の構築

(ア) 具体的な接種体制構築の開始

町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(行 132)

(イ) 「接種順位に関する情報²³」を加味しての接種体制構築

町は、接種体制の構築に際し、県から提供される「接種順位に関する情報」を加味して進める。

(ウ) 接種予約体制の構築

町は、接種予約体制を構築し、接種を開始する。

(エ) 状況による接種会場追加等の検討

町は、接種状況等を踏まえ、接種会場の追加等を検討する。(G42)

(オ) 集団接種会場の必要な設備・要員等の確保

町は、各接種実施会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(G42)

(カ) 接種実施が不適切な状態にある方への対応

町は、発熱等の症状を呈している等の接種を行うことが不適切な状態にある方については、接種会場に赴かないよう広報等により周知する。併せて、接種会場においても掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

(キ) 医学的ハイリスクの方への慎重な対応

医学的ハイリスクのある方に対する接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(G42)

(ク) 医療機関に入院中の方等への接種

医療従事者、医療機関に入院中・在宅医療を受療中の方については、基本的に当該者が勤務する、あるいは療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の方や、高齢者支援施設等に入居中の方で、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も可能とするなど必要な体制確保を検討する。(G42)

23 「接種順位に関する情報」とは、県が接種の順位付けの基本的な考え方に、重症化しやすい特定のグループ等で発生した新型インフルエンザ等に関する病原性等の情報を加味した、国からの接種順位の情報をいう。

(ケ) 集団接種会場に来場困難な方の接種機会の確保

町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、町の介護保険等の関係部局、郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(G42)

(コ) 町外における接種機会の確保

町は県・医療機関などとともに、居住する市町村以外においても接種が可能となるよう、全国の医療機関等や市町村・都道府県が締結する集合的な契約に参加することで、接種機会を広く確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有**(ア) 接種実施に関する情報提供・共有**

町は、自らが実施する予防接種の接種対象となる方が必要な情報(接種の効果、接種日程、予約方法、会場、注意喚起事項、健康被害救済制度とその申請方法など)について、対象の方にとって分かりやすく、活用可能な媒体(アプリ・Web・SNS・広報誌など)・機会幅広く周知する。

(イ) 地域住民等が接種の可否を判断材料となる情報提供・共有

町は県などとともに、接種対象となる方が接種を受けるか否か判断できるよう、国から提供される情報(ワクチンの有効性及び安全性、接種の対象者・回数・接種後に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法など)を医療関係者や施設関係者、事業者、地域住民等へ分かりやすく、周知する。また、国・県等からの提供情報に変更等が生じた場合は、速やかにWebなどの記事に反映・SNSで発信するなど対応を行う。

(ウ) 地域住民等への不安等解消のための相談窓口設置

町は、接種に関する不安や疑問の解消に資するため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(エ) 接種機会を逸しないような接種勧奨の実施

町が行う接種勧奨については、直接整備された情報基盤(マイナポータルアプリ等)等を介して、接種対象者の方のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に直接通知するなどの手段も可能な限り利用する。

また、スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券及び接種案内等を発行・送付すること等により、対象となる方が接種機会を逸することのないよう対応する。(G43)

(オ) 要請を受けての国への情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し接種を開始後、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(行 132)

ウ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等へ入所中等の理由により接種会場での接種が困難な方も接種を受けられるよう、町の介護保険等の関係部署等や町内医療機関や医師会等の関係団体等と連携し、接種体制を確保する。(行 132)

エ 接種記録の管理

町は県などとともに、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるように、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、国が主導して整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(行 133)

(5) 接種による健康被害の救済

ア 健康被害救済の情報提供・共有・相談等

町は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者等へ情報提供・共有を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(G50)

イ 申請に基づく健康被害認定の際の救済(給付)

町は、予防接種法に基づく特定接種(自らが実施主体となった予防接種に限る。)及び住民接種により健康被害が生じた方等からの申請に基づき、国より当該予防接種との因果関係が否定できないと認定された場合は、救済(給付)する。(G50)

ウ 町が受理できる健康被害救済申請

住民接種に起因する健康被害救済の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた方が接種時に住民票を登録していた町となる。

このため、健康被害救済に係る申請の受付・救済等も接種時に住民票を登録していた町となることに留意する。(G50)

(6) 情報提供・共有(基本事項)

ア 接種の包括的な情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、様々な媒体・機会等を活用し住民等への周知・共有を行う。(行134)

イ 接種情報の追加提供・共有の検討

町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。(G45)

ウ 世界的な大流行(パンデミック)時の接種に関する広報

パンデミック時には、当該新型インフルエンザ等の特定接種及び住民接種に関する広報を推進する。

エ 接種の必要性の周知

町は、新型インフルエンザ等に加え、定期の予防接種の対象疾病がまん延しないよう、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知・接種率の低下防止に取り組む。(G45)

(7) 情報提供・共有(特定接種に係る対応)

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に関する必要な情報を登録事業者・特定接種対象者等に提供する。(G46)

(8) 情報提供・共有(住民接種に係る対応)

ア 住民等からの相談対応

町は、住民接種の実施主体として、住民等からの基本的な相談に応じる。
(G47)

イ 住民接種を実施する際に予想される状況

特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、次のような状況となることなどが予想される。(G47)

(ア) 個人や地域、社会などで新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

(イ) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

(ウ) ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

(エ) ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

ウ 住民接種に係る情報提供

上記「イ 住民接種を実施する際に予想される状況」を踏まえ、町は、地域住民等に向けての情報提供・広報・啓発に当たっては、必要となる次のような点に留意し、様々な媒体・機会等を活用する。(G47)

(ア) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

(イ) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り速やかにかつ分かりやすく公開する。

(ウ) 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

II 各 論 - 5

保 健

1 準備期

(1) 保健の分野における体制整備への協力

町は、県が実施する研修や訓練に参加し、円滑な患者情報の共有・患者管理等の連携に対応が可能な範囲で協力する。

(2) 保健の分野での連携体制の構築への協力

ア 峡南地区新型インフルエンザ等対策会議

町は、県が新型インフルエンザ等に備え開催する峡南地区新型インフルエンザ等対策会議等を活用し、平時から保健所・消防等関係機関との意見交換や必要な調整を行い、連携体制を強化する。

イ 訪問看護・介護サービス等提供継続への連携

町は、感染症有事においても地域における訪問介護・訪問看護等の必要なサービスが提供されるよう地域包括ケアシステムの充実に向けての県・事業者・施設等との連携の取組に参加・協力する。

ウ 自宅療養支援への連携

町は、感染症有事の際に県からの求めに応じて実施する自宅療養している方の健康観察及び生活支援実施の体制整備を県の支援を受け行い、可能な範囲で協力するための準備を行う。

エ 保健所等との連携

町は、感染症有事における保健対策や情報発信の拠点となる保健所が行う平時からの関係機関との情報共有や連携強化に参加・協力する。

2 初動期

(1) 保健の分野における体制整備への協力

ア 相談センターへの相談の周知・啓発

県は、保健所に新型インフルエンザ等に関する相談センターを設置する。これを受け、町は県などとともに、新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまる症状がある方や感染を疑われる行動歴がある方等が、相談センターへ相談することを分かりやすく、活用可能な媒体(アプリ・Web・SNS・広報誌など)・機会で幅広く周知する。

加えて、相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防やまん延防止に大変重要であることを広く地域住民等に対し周知・啓発する。

3 対応期

(1) 主な対応業務の実施

ア 健康観察及び生活支援等への協力

(ア) 情報提供・周知

町は県などとともに、初動期に引き続き、地域住民等に混乱を招かぬよう次のような情報を分かりやすく広く周知する。

- a 地域の医療提供体制
- b 感染のおそれのある方が、速やかな発熱外来の受診につなげられるよう、県が設置・運営する相談センターを介した医療機関への受診方法等

(イ) 県が実施する自宅療養する方等に対する支援への協力

町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する自宅療養する方等への次のような支援に対応が可能な範囲で協力する。

- a 自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給
- b 要配慮者への食事の提供
- c 当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供
- d 要配慮者の健康観察
- e 健康観察に使用するパルスオキシメータ等物品の配布

(ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行時期における町の対応

町は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、地域住民等に丁寧かつ分かりやすく説明・周知する。

Ⅱ 各 論 - 6

物 資²⁴

24 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

1 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等²⁵

ア 物資の備蓄と管理

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な个人防护具などの感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁷。(行 192)

イ 救急隊員・搬送従事者の个人防护具の備蓄

町は、国及び県からの要請を受けて、峡南広域行政組合消防本部が行う最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進められるよう各町と協力し支援する。(行 193)

25 予防接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

26 特措法第 10 条

27 特措法第 11 条

2 初動期

(1) 感染症対策物資等の管理と追加調達

ア 物資等の管理と追加調達

町は、備蓄している新型インフルエンザ等対応に係る物資又は資材の不足が生じないように、随時使用数及び残数を確認し、必要数について検討し、感染症対策物資等の追加調達等を行う。

3 対応期

(1) 感染症対策物資等の管理と追加調達

ア 物資等の管理と追加調達

町は、備蓄している新型インフルエンザ等対応に係る物資又は資材の不足が生じないよう、随時使用数及び残数を確認し、必要数について検討し、感染症対策物資等の追加調達等を行う。

イ 物資等の確保困難な場合等の対応

町は、その備蓄する感染症対策物資等が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

Ⅱ 各 論 - 7

住 民 生 活
及 び
地 域 経 済 の 安 定 確 保²⁸

28 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

1 準備期

(1) 情報収集・共有体制の整備

ア 庁内・県等関係機関等との体制整備

町は、新型インフルエンザ等発生時における住民生活及び地域経済活動への対策実施に必要となる情報収集・共有・連携体制を庁内及び県など関係機関等との間で整備する。

イ 庁内の情報収集窓口の明確化

町は、情報収集の対象となる各業界団体等と町における窓口をそれぞれ定め、庁内で共有する。(行 200)

(2) 支援実施に係る仕組みの整備

ア 住民等支援実施の体制整備

町は県などとともに、新型インフルエンザ等の発生時に備え、住民等への様々な支援実施に係る手続きや相談、DXを推進・活用するなど適切な仕組みの整備を行う。

イ 住民等支援実施の体制整備に係る留意・配慮すべき事項

町は県などとともに、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、日本語が十分に理解できない外国人等も含め、支援の対象や内容・手続き方法等を分かりやすく、迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(行 200)

(3) 事業者の事業継続に向けた準備への支援

ア 事業(業務)継続計画(BCP)の策定の推進支援

町は県などとともに、指定地方公共機関以外の事業者の事業(業務)継続計画(BCP)の策定を推進するため、その策定を目指す事業者に次のような支援をする。

(ア) 法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言する。

(イ) 一般の事業者が策定するBCPは、事業継続力強化計画(簡易版BCP)を含むものとして取り扱うことに留意し、支援する。

(4) 物資及び資材の備蓄²⁹

ア 町による備蓄

町は、次の物資及び資材の備蓄・整備・点検を進める。

(ア) 町行動計画(II 各論-6「物資」1. 準備期)に基づき、備蓄する感染症対策物資等

(イ) 所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な消耗品・食料品・生活必需品等を検討・確認し必要な物資及び資材等³⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³¹。(行 201)

イ 住民・事業者等による備蓄の推進

町は県などとともに、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(行 202)

(5) 生活支援を要する方への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時、国からの要請を受けて行う高齢者、障害者等の要配慮者³²の方等の把握と、次に挙げる支援・対応について、県並びに他の市町村、医療機関、介護支援専門員や相談支援専門員等の所属する施設・事業者等と連携し、具体的な手続きを決めておく。(行 202)

ア 生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)

イ 搬送

ウ 死亡時の対応

エ その他必要な支援・対応

29 予防接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

30 特措法第10条

31 特措法第11条

32 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」をご参照ください。

(6) 火葬能力等の把握と体制の構築

ア 火葬能力の把握

町は他の峡南衛生組合構成町とともに、峡南衛生組合における火葬能力を把握し、県と共有する。(G3)

(ア) 稼働可能火葬炉数

(イ) 平時及び最大稼働時の1日当たりの火葬可能数

(ウ) 連続稼働可能期間及び次の稼働までに要する停止期間

(エ) 使用燃料の種別と備蓄量

(オ) 職員の配置状況

(カ) その他火葬能力の把握に必要な情報

イ 火葬実施体制の調整・構築

県の火葬体制を踏まえ、感染症有事においても火葬が適切に実施できるよう、峡南衛生組合並びに構成町等と体制の調整・構築を行う。

加えて、町は、感染症有事においても埋火葬に係る混乱等が生じないように庁内関係部局・関係機関等との調整を行う。

ウ 火葬能力超過の際の体制整備

町は、国・県などと連携し、峡南衛生組合の火葬能力超過の場合に備え、次の施設等の確保を検討する。

(ア) 遺体を安置可能な施設等

(イ) 遺体を安置超過となった場合の公民館・体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置可能な施設(以下「臨時遺体安置所」という。)等

加えて、遺体安置に使用するドライアイス等の必要量確保など埋火葬等が円滑に行えるよう体制を整備する。

2 初動期

(1) 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、峽南衛生組合の火葬能力の限界を超える事態に備え、臨時遺体安置所等の確保を準備する。(行 204)

3 対応期

(1) 住民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

町は県などとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る住民の心身への影響を考慮し、必要な次の施策を講ずる。(行 205)

- (ア) 自殺対策
- (イ) メンタルヘルス対策
- (ウ) 孤独・孤立対策
- (エ) 高齢者のフレイル予防
- (オ) こどもの発達・発育に関する影響への対応
- (カ) その他必要な施策

イ 生活支援を要する者方への支援

町は、国からの要請や町行動計画等に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者³³の方等に必要に応じ、次に挙げる支援を県並びに他の市町村、医療機関、介護支援専門員や相談支援専門員等の所属する施設・事業者等と連携して行う。(行 205)

- (ア) 生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)
- (イ) 搬送
- (ウ) 死亡時の対応
- (エ) その他必要な支援・対応

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

町は県などとともに、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁴やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(行 205)

33 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」をご参照ください。

34 特措法第45条第2項

エ 生活関連物資等の価格の安定等

町は県などとともに、住民生活及び地域経済の安定のため、生活関連物資等の価格の安定及び適切な供給がなされるよう、次に挙げる必要な措置を講じる。

(ア) 価格・供給状況の調査・監視等

生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。また、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(行 206)

(イ) 住民との双方向のコミュニケーション

生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努める。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(行 207)

(ウ) 価格高騰・供給不足発生時等への対応

生活関連物資等の価格高騰又は供給不足が発生、又は発生のおそれがあるときは、売り渡しや供給確保、便乗値上げ防止の要請など適切な措置を速やかに講じる。(行 207)

(エ) 価格高騰・供給不足発生時等への対応(新型インフルエンザ等緊急事態時)

新型インフルエンザ等緊急事態において、次のような場合は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号)、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)その他の法令の規定に基づき、町が実施するとされた措置その他適切な措置を講ずる³⁵。(行 207)

- a 国民生活との関連性が高い物資・役務の価格高騰又は供給不足が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- b 国民経済上重要な物資・役務の価格高騰又は供給不足が生じ、又はそのおそれがあるとき

オ 埋葬・火葬の円滑な実施

(ア) 火葬炉稼働の要請

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の運営者である峡南衛生組合に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。(行 207)

(イ) 火葬能力に応じた遺体の搬送・火葬に必要な措置

町は、峡南衛生組合並びに他の構成町とともに、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する事業者等と連携し、円滑な搬送並びに火葬が実施できるよう努める。また、峡南衛生組合の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している施設等を活用するなどして、遺体の保存を適切に行う。(G4)

(ウ) 広域火葬への応援・協力

町は峡南衛生組合並びに他の構成町とともに、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を対応可能な範囲で行う。(G5)

(エ) 火葬能力超過時等の臨時遺体安置所の確保

町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、峡南衛生組合の火葬能力が限界を超えることが明らかになった場合には、準備期・初動期に準備するなどした臨時遺体安置所を直ちに確保する。(行 207)あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(G6)

(オ) 臨時遺体安置所の収容数超過時等の措置

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。

加えて、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(G6)

(カ) 埋火葬に係る手続の特例(墓埋法の手続の特例)

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(G6)

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

町は県などとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民生活及び地域経済の安定を図る必要がある。

このため、町は県などとともに、当該影響を受けた事業者を支援するために

必要な財政上の措置、その他の必要な措置を、公平性にも留意し、他の好事例等を参考にするなど効果的に講ずる。(行 208)

イ 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、水道事業者であることから、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画並びに業務継続計画(BCP)に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(行 208)